

ブルガリア出国までの手続きの流れ

①マイクロチップの装着
動物病院にて、国際標準化機構（ISO）11784及び11785に適合するマイクロチップを犬や猫に装着します。また、併せてペット・パスポートの交付を受けます。
↓
②狂犬病の予防注射
マイクロチップ装着後、動物病院にて狂犬病の予防注射（不活化ワクチン）を2回以上接種します。なお、生後90日目以下及びマイクロチップを装着せずに行った予防注射は有効と見なされませんのでご注意ください。
↓
③狂犬病の抗体価測定
2回目以降の狂犬病予防注射後、動物病院や検査機関にて血液を採取し、 日本政府が指定する検査機関 で狂犬病ウイルスに対する血清中の抗体価検査（血清に含まれる免疫レベルの検査）を受けます。なお、ブルガリアには日本政府が指定する検査機関はないため、近隣国にある指定検査機関に検査申請書とともに採取した血液を郵送し、検査を依頼することになります。
↓
④輸出前待機
上記の採血日から日本到着まで、180日間以上の輸出前待機が必要です（日本到着時に180日以上経過するようブルガリアで待機します）。なお、180日以上経過しないうちに日本に到着した場合には、不足する日数分を動物検疫所の係留施設で係留されることになります。
↓
⑤日本への輸入の事前届出
日本到着の40日前までに、到着予定空港を管轄する動物検疫所に「動物の輸入に関する届出書」を提出します（郵送やFAXの他、インターネットによる届出も可能です）。届出書が受理されると、動物検疫所から届出受理書が交付されます。
↓
⑥日本への到着予定の連絡
日本到着の4日前から前日までに、事前届出の受理番号、到着便名・予定時刻などを、到着予定空港を管轄する動物検疫所に連絡します（電話、FAX及びメー

ル)。



⑦ 出国前の臨床検査

出国直前（できる限り2日以内）に、動物病院や検査機関にてレプトスピラ病（犬のみ）及び狂犬病の検査を受けます。



⑧ 日本に輸入するための証明書の取得

日本政府の推奨する証明書様式に、処置を行った獣医師に必要事項（これまでの全ての処置や検査結果の内容など）を記載してもらった後、国立検疫所で公印を押印してもらいます。



⑨ 輸出するための証明書の取得

国立検疫所にて、ブルガリアからの輸出に関する証明書（Veterinary Certificate）の交付を受けます。

【参考】

1. 狂犬病以外の予防注射など

狂犬病以外の予防注射や寄生虫の駆除については、実施していないことにより日本への輸入が認められなかったり、係留期間が長くなったりすることはありませんが、事前に処置しておくことが推奨されていますので、獣医師にご相談の上、接種・投薬しておくことをお勧め致します。

2. 主な機関の連絡先

○動物病院

Aksis Medikus

（住所）10 Atanas Dalchev Str., Sofia

（電話）02-971-7108

Blue Cross Veterinary Clinic

（住所）1 Chereshova Gradina Str., Pancharevo, Sofia

（電話）02-979-0935

（注）日本人が利用することが比較的多い動物病院です。なお、動物病院は他にもありますので、ご自身でもお調べになることをお勧め致します。

○検査機関

Veterinary Diagnostic Laboratory

(住所) Musagenitsa, BL-105, Sofia

(電話) 02-873-3747

○国立検疫所

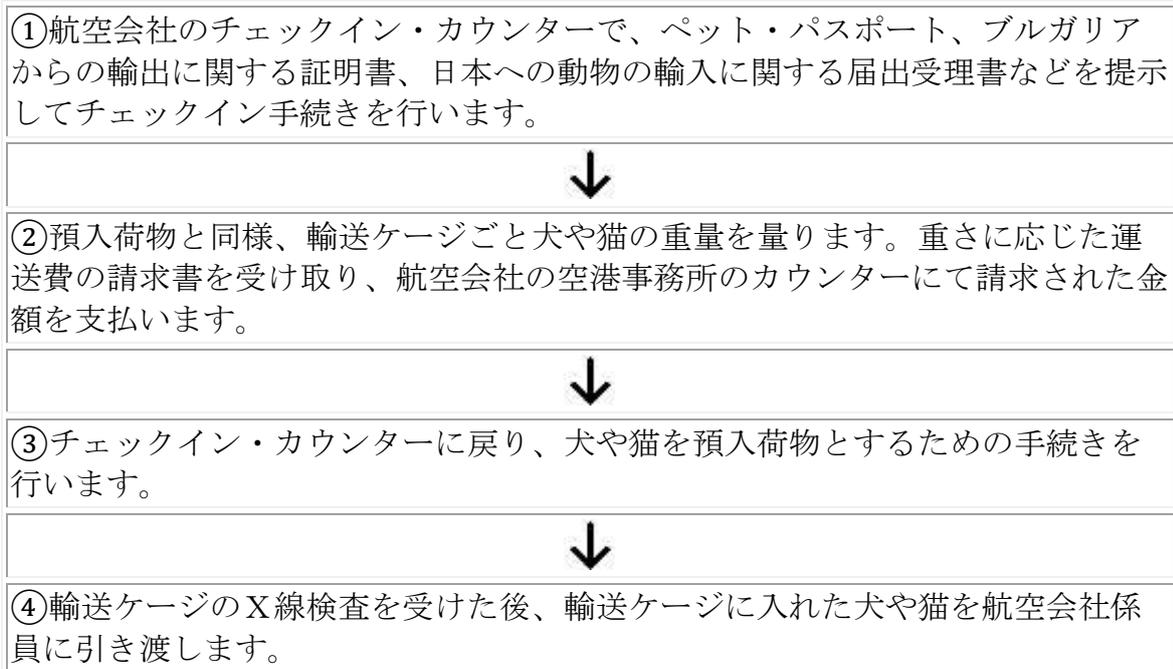
National Veterinary Service, Ministry of Agriculture & Forests

(住所) Banishora Resid. Area, BL-39, Sofia (トロリー・バスの1番線の終点の近く)

(電話) 02-832-2198

空港における出国手続き

◆空港における犬や猫に対する特別な出国手続きはありません。事前に利用する航空会社と十分相談した上で、航空会社係員の指示に従ってチェックイン手続きを行うようにしてください。なお、犬や猫を預入荷物とする場合の手続きの流れは次の通りです。



日本到着時の手続き

◆動物検疫所に、輸入検査申請書、動物の輸入に関する届出受理書、ブルガリアからの輸出に関する証明書などの必要書類を提出し、輸入検査を受けます。この際、輸入条件を満たしていることが確認された場合には、通常、短時間で検査終了となります。なお、個体識別や証明内容に不備がある場合には、最長180日間の係留検査が必要になることもあります。